信州大学教育学部附属長野中学校後援会会則

- 第 1条 本会は信州大学教育学部附属長野中学校後援会と称し、事務局は本会の定めるところに 置く。
- 第 2条 本会は信州大学教育学部附属長野中学校の教育及び教育研究を後援することを目的と する。
- 第 3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
 - 一 家庭等における教育の振興・充実並びに会員相互の親睦及び教養の向上に資すること
 - 二 附属長野中学校における課外活動等に対する援助
 - 三 附属長野中学校における教育・研究活動の発展に対する援助
 - 四 附属長野中学校における他校及び関係機関との教育・研究交流の促進に対する援助
 - 五 その他、本会の目的を達成するために必要な援助
- 第 4条 本会は、信州大学教育学部附属長野中学校に在学する生徒の保護者で入会を希望する者 (以下、「会員」という。)、及び、本会の目的に賛同し、事業を賛助する個人又は団体 (以下「賛助会員」という。)をもって組織する。
- 第 5条 本会に、次の役員を置く。
 - 一 会長1名
 - 二 副会長1名
 - 三 幹事若干名
 - 四 監事2名
- 第 6条 役員の選任の方法は、次のとおりとする。
 - 一 会長は、総会において会員から選出する。
 - 二 副会長及び幹事は、会長が会員から指名する。
 - 三 監事は、総会において会員から選出する
- 第 7条 役員の任務は次のとおりとする。
 - 一 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
 - 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代行する。
 - 三 幹事は、本会の庶務及び会計を処理する。
 - 四 監事は、本会の会計を監査する。
- 第 8条 役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
- 第 9条 本会の会議は、総会および役員会とし、会長が召集し、議長となる。
- 第10条 本会の運営に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。
 - 一 緊急を要する場合には、役員会の議決をもって総会の議決に代えることができる。この場合は、直後に開催される最初の総会において事後承認を得るものとする。
 - 二 会員及び賛助会員の会費は、役員会の議を経て定める。
 - 三 本会の目的を達成するため、任意による寄付を募るものとし、寄付の募集及び方法に ついては、役員会で定める。
- 第11条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第12条 本会の事務を処理するため、会長の指定した場所に事務局を置く。
- 第13条 本会に次の帳簿を備える
 - 一 会員名簿及び賛助会員名簿
 - 二 会計簿
 - 三 諸記録簿

附則

この会則は、平成22年4月22日から施行する。